

認定資格制度に関する規程

平成 21 年 3 月 28 日 制定

平成 30 年 2 月 24 日 改正

平成 30 年 7 月 8 日 改正

令和 7 年 2 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会(以下、「本会」という。)が定める認定資格制度の企画および運営に関して定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 認定資格制度は、診療放射線技師職に関連する特定に専門領域において、一定の知識および技術水準を持つものを認定することにより、当該領域の専門性の向上を図り、もって国民の保健福祉の向上に寄与することを目指す。

(運営)

第3条 前条の趣旨を達成するため、本会は認定資格委員会を設置するとともに以下の事業を行い、制度の円滑な運営を図る。

(1) 認定講習実施に関する事業

(2) 認定試験実施に関する事業

2 委員会の設置は、委員会等設置規程に基づき行われる。

(認定資格)

第 4 条 専門領域別に以下の認定資格を定める。

(1) 臨床実習指導教員

診療放射線技師を目指す学生の指導のみならず、医療施設にて放射線技術の教育指導を効果的に行うための指導者として知識を習得する。また、臨床実習を効果的に実施し、診療放射線技師の資質向上を図る。

(2) 放射線機器管理士

医療施設における放射線関連機器の特性を理解し、その安全かつ適切な利用のために性能維持と安全確保を通じて良質かつ安全な医療を提供する。

(3) 放射線管理士

医療施設にて放射線の安全管理や医療被ばくの低減を努めるとともに、緊急被ばく医療へ対応できる知識や技術を身に付け、国民の安全確保に努める。

(4) 医療画像精度管理士

医療画像情報の運用および精度管理に関する知識を修得し、より良い画像情報を提供するため医療画像情報の適切な利用、管理を行う。

(5) 放射線被ばく相談員

医療における放射線被ばく、自然環境の放射線被ばくなど放射線被ばく全般に対する相談に適切に対応し、国民の放射線に対する理解を深め不安を軽減する。

(6) 画像等手術支援認定診療放射線技師

画像診断装置から生成される画像の質の向上を図り、手術に関連する支援画像における医療安全の確保、および標準医療を担保する。

(7) 災害支援認定診療放射線技師

原子力災害および自然災害(以下、「災害」という。)において、被災者に対して支援を行う。

(受験資格)

第5条 本会は、各専門領域の所定の講習を修了したものに對し、当該専門領域認定資格試験への受験資格を与える。各専門領域についての所定の講習内容は別に定める。

2 前条第1項第1号における受験資格は、公益財団法人医療研修推進財団主催の「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」を修了した者とする。

(認定)

第6条 認定資格委員会は、試験の結果、合格とした者を各認定資格名簿に登録する。

(有効期間と更新)

第7条 認定資格の有効期間は認定日より5年間とし、以後は別に定める更新手続きを行うことで更新できる。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1 この規程は平成21年4月1日から施行する。

2 この規程は平成30年2月24日から施行する。

3 この規程は平成30年7月8日から施行する。

4 この規程は令和7年2月22日に改正し、令和7年4月1日から施行する。